

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月24日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

広島県公安委員会規則第8号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第7条の2関係）			別表第2（第7条の2関係）		
項	路線名等	区間	項	路線名等	区間
略			略		
79の9	広島市道安佐南4区608号線	広島市安佐南区伴西二丁目2番先から 広島市安佐南区伴西二丁目7番先（広島西風新都インターチェンジ）まで	79の9	広島市道安佐南4区608号線	広島市安佐南区伴西二丁目2番先から 広島市安佐南区伴西二丁目7番先（広島西風新都インターチェンジ）まで
79の10	広島市道安佐南4区690号線	広島市安佐南区伴南二丁目8005番48先から 広島市安佐南区伴南二丁目8005番17先まで			
79の11	広島市道安佐南4区691号線	広島市安佐南区伴南二丁目8005番46先から 広島市安佐南区伴南二丁目8005番126先まで			
79の12	略		79の10	略	
79の13					
79の14					
79の15					
略					
85	尾道市道バイパス側道高須線	尾道市高須町字老丁通り1229番2先から 尾道市高須町字挽地山1228番4先まで	85	尾道市道バイパス側道高須線	尾道市高須町字老丁通り1229番2先から 尾道市高須町字挽地山1228番4先まで
85の2	尾道市道美ノ郷公園線	尾道市美ノ郷町白江字竹田654番1先から 尾道市美ノ郷町本郷字池田山20572番35先まで			
85の3	尾道市道尾道工業団地	尾道市美ノ郷町本郷字新池田20455番6先か			

	<u>1号線</u>	<u>ら</u> 尾道市美ノ郷町本郷字 新池田20455番6先まで			
略			略		
129 の5	臨港道路廿 日市草津線	広島市佐伯区五日市港 四丁目1番先から 広島市西区商工センタ ー八丁目4番先まで	129 の5	臨港道路廿 日市草津線	広島市佐伯区五日市港 四丁目1番先から 広島市西区商工センタ ー八丁目4番先まで
<u>129</u> <u>の6</u>	<u>臨港道路箕</u> <u>島線</u>	<u>福山市新涯町ヲ41番4</u> <u>先から</u> <u>福山市箕沖町12番先ま</u> <u>で</u>			
略			略		

附 則

この公安委員会規則は、令和6年7月1日から施行する。